



つな
がる、
支
える。

～司法書士がお応えします～

高齢者・障がい者のための 成年後見相談会

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

知的障害の
子どものことを
考えると、私たち両親が
亡くなった後が心配

離れて暮らしている
認知症の親が
悪徳商法などに
だまされないか心配

遺産分割協議を
したいのですが、
相続人のひとりが
認知症のようで心配

夫婦二人きりの
生活で、互いの介護が
必要になったときの
預金管理などが心配

簡易訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

日時 令和7年12月27日(土) 13:30～16:10
場所 OKBふれあい会館 4階 401,402,403 小会議室

岐阜県司法書士会、(公社)成年後見センター・リーガルサポート岐阜県支部
予約先 (岐阜県司法書士会事務局内) 058-259-7118

要予約 予約受付期間 12月8日(月) から12月22日(月) まで